

名取地区

「扶養親族について」

発表者 名取第一中学校 主事 阿部 淳

司会者 増田 小学校 主事 高橋 正弘

記録者 閑上 小学校 主事 鈴木 秀子

「扶養親族」

給与条例上、共済組合法上、税法上

名取市立小中学校事務職員研究会

「扶養親族」について

発表者 阿部 淳（名取一中）

司会者 高橋 正弘（増田小）

記録者 鈴木 秀子（閑上小）

はじめに

最近の研修会においてのテーマが服務関係のものが多く、事務研の会員も年々若い方が多くなり（名取市事務研究会も2／3が20代である）、給与関係についての研修の機会が少ないとから、給与関係とりわけ個々の事情により添付する資料が多岐にわたり、共済組合や所得税と関連する「扶養親族」をテーマとして取り上げ研修をしてきました。

給与条例上、共済組合法上、税法上のそれぞれの扶養親族についてその趣旨に基づいて定められている範囲、手続等を比較しながら実務面で活用できるようにまとめてみました。事務提要等参考にする手引き書は学校に備えてあるところですが、実務を処理する上で「扶養親族」のマニュアルとして活用していただければと思います。みやすく、さらに詳しくと欲張ったために資料等が広がりすぎた感があり、不備な点もあることと思いますので忌憚のないご意見、ご指導をお願いいたします。

最後になりましたがお忙しい中アンケートにご協力いただいた会員の皆さん、夏季研修会においててご指導いただいた仙台教育事務所の方々に感謝いたします。

扶養親族一覧

	給与条例上	関係法令	共済組合法上	関係法令	税控除上	関係法令
扶養親族とは	他に生計のみぢかなく主としてその職員の扶養を受けているもの。	条例第10条第2項	主として組合員の収入により生計を維持するもの。	法第2条第1項第2号	居住者と生計を一にするもの。	法2
血縁関係	・配偶者（届け出をしていないか事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む） ・子および孫・父母・祖父母・弟妹・重度心身障害者（心身の障害の程度が終身労務に服用ことかできない程度）	同上 第1～第5号 運用条例第10条、規則第2条関係 2	・配偶者（左に同じ）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹 ・組合員と同一世帯に属する三親等以内の親族 「組合員と同一の世帯に属する」とは組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいう。	同上 運用方針第1項第2号 5	・配偶者（法律上のものに限られる） ・親族（6親等以内の血族、3親等以内の姻族、児童福祉上の里子、老人福祉法上の養護老人）	法2①三十三 〃三十四
年齢	子、孫、弟妹 … 満18才未満 父母、祖父母 … 満60才以上	条例第10条第2項 第2～第4号	特に規定していないが「18才未満のもの、60才以上のもの……を除き、通常稼働能力が考えられる場合が多いので、扶養事実及び扶養しなければならない事情を具体的に調査確認して処理するもの」とされている。	同上 4		
所得	恒常的な所得が年額100万未満。 「恒常的な所得」とは、……総的に收入のある所得をも、……一時的な収入による所得はこれに含まない。 所得の金額の算定は、課税上の所得の金額の計算に關係なく、……年間における総収入金額によるものとする。……。 年間所得額が100万円であるかどうかを判断するにあたっては原則的には年額によるが、月々給与を得ているような場合で、相当長期間にわたって毎月定まった収入があると見込まれる場合には、その月額をもって認定するものとし、このような場合には年額100万円の12分の1をも意味する。	規則第2条第2号 運用条例第10条、規則第2条関係 5 同上 6 認定要領3(2)	年額110万円未満の所得、ただし、その者の所得の全部若しくは一部が、……公的な年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付にかかる所得である場合または60才以上の者であってその者の所得の全部若しくは一部が公的年金等にかかる所得である場合には、年額160万円未満の所得。 所得は、…恒常的な所得の現況により算定する。	同上 2(3) 同上 3	合計所得金額が35万円以下。 ※公的年金等については、公的年金等控除として収入金額を限度とし、最低120万円（年令65歳未満の場合には60万円）の控除が認められる。	法2 法3 5④
除外	職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者。 「これに相当する手当」とは、名称のいかんにかかわらず扶養手当と同様の趣旨で支給される手当をいう。	規則第2条第1号 運用条例第10条、規則第2条関係 4	・共済組合法の組合員、健康保険の被保険者または船員保険の被保険者。 ・当該組合員以外の者が、……扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者。	同上 1 同上 2(1)		
共同扶養	職員が配偶者、兄弟姉妹等と共同して同一人を扶養している場合には、その扶養を受けている者について、主として職員の扶養を受けている場合に限る。	同上 1	組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において社会通念上、その組合員が主たる扶養者である場合。 ※夫婦共同扶養の場合の取扱基準 (1) 扶養手当を受けている者の被扶養者。 (2) 年間収入の多い方。 (3) 収入が同程度の場合は、主として生計を維持する者の被扶養者。（収入の差額が1割以内の場合）	同上 2(2) 公立宮城 第268号、昭61.7.28付	二以上の居住者の扶養親族に該当する者がある場合には、……いずれかの居住者の扶養親族にのみ該当…。	法8 4②

I. 扶養手当における扶養親族

(1) どのような場合認定されるか

- ① 新たに職員となった者に支給対象扶養親族がいる場合
- ② 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者
- ③ 扶養親族である子、父母等を有する職員が配偶者を有するに至った場合
(②に該当する場合を除く)

直ちに 所属長

要件を具備した日から 15 日以内に教育事務所に扶養親族修正報告書を提出する

※	要件を具備するに至った場合の事実発生日	※
※		※
※ (イ) 婚姻については、戸籍上における婚姻の日とする。内縁関係については		※
※ 原則として届出を受理した日とする。但し、戸籍上の手続以前の扶養事実の		※
※ 発生については、当該事実の生じた日とする。		※
※ (ロ) 出生については、その出生の日とする。		※
※ (ハ) 養子縁組については、戸籍上における養子縁組の日とする。		※
※ (二) 満60歳については、その出生の日に相当する日とする。		※
※ (ホ) 勤労所得、資産所得、事業所得等が、基準年額未満となった場合につい		※
※ ては、退職した日の翌日（退職した日に給料を支給されないときは退職の		※
※ 日）、事業を廃止した日、及びその未満となった日とする。		※
※ ただし、これによりがたいときは、その未満となった年の翌会計年度の		※
※ 始期とすることができます。		※

(2) どのような場合取り消しになるか

- ① 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合
- ② 扶養親族である子、父母等を有する職員が配偶者を欠くに至った場合
(①に該当する場合を除く)

直ちに 所属長

要件を欠くに至った日から 15 日以内に教育事務所に扶養親族修正報告書を提出する

- 扶養親族としての要件を欠くに至った場合の事実発生日
- (イ) 離婚または離縁については、戸籍上における当該日とする。
- ただし、戸籍上の手続き以前の扶養事実の消滅または内縁関係の解消については、当該事実の生じた日とする。
- (ロ) 死亡については、その死亡の日とする。
- (ハ) 満18歳については、当該年度末をもって終わる。
- (二) 勤労所得、資産所得、事業所得等が基準年額以上となった場合については、就職の日及び当該所得の生じた日で、所得が基準年額以上であることを推定されるに至った日とする。
- なお、年金、恩給等の所得については、受給者が年金証書等を受け取った日とする。
- (ホ) その他の場合については、その事実が生じた日とする。

(3) 児童手当との関係

職員が児童手当法の規定による児童手当の支給を受ける場合において次の(イ)及び(ロ)に該当するときは当該職員の扶養手当の月額からそれぞれに掲げる額を減じた額とする。

- (イ) 児童手当の額が児童手当法第6条第1項第1号または第2号により算定された場合

$$1000\text{円} \times (\text{支給要件児童のうちの扶養親族数} - 1) - 500$$

- (ロ) 児童手当の額が、児童手当法第6条第1項第3号により算定された場合

$$1000\text{円} \times \text{児童手当算定基礎児童数} (\text{この数が支給要件児童のうちの扶養親族数} - 2 \text{より多いときは、支給要件児童のうちの扶養親族数} - 2)$$

Ⅱ. 学校共済組合における扶養親族

(1) どのような場合認定されるか

(法§55、規程§94)

- ① 新たに組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合。
- ② 新たに被扶養者の要件を備える者が生じたとき。

その事実が生じた日から30日以内に被扶養者申告書を所長に提出する。ただし、事実を生じた日から30日を越えた場合は、所長が当該申告書を受理した日から認定される。

(2) どのような場合取り消しになるか

- ① 恒常的な収入の総額が、年額110万円以上（その所得の全部若しくは、一部が障害を支給事由とする公的年金等の受給者又は60歳以上の公的年金等の受給者は、年額160万円）になる場合。

- ・年金、恩給等が限度額（110万円又は160万円）以上になる旨の通知を受け取ったとき
- ・雇用保険給付（日額×30倍した額が91,667円以上）が開始されたとき
- ・臨時採用、パート、アルバイト等の場合で、その収入が月々91,667円以上になると
- ・資産所得、事業所得（いずれも必要経費を控除した額）が110万円以上になると

- ② 就職した場合（就職した日）
- ③ 婚姻、死亡又は離婚等によりその要件を欠くとき（事実発生日）
- ④ 組合員との同居を認定条件とする者が別居したとき（〃）
- ⑤ その他社会通念上組合員が当該被扶養者にとって主たる扶養者でなくなったとき

(3) 被扶養者配偶者の認定・取消しと国民年金第3号被保険者との関係

被扶養者のうち、配偶者の認定・取消しは、国民年金第3号被保険者の資格の喪失に連動する（農業年金加入の場合を除く。）ので、配偶者の認定・取消しの申告書提出時には、国民年金被保険者資格喪失に係る届書を同時に必ず提出すること。

III. 税控除上の扶養親族

(1) 控除対象配偶者

居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者で青色申告者から給与の支払を受ける人および白色事業専従者を除く）のうち、合計所得金額が35万円以下である者をいう。（法2①三十三）

[注意事項]

- 「配偶者」とは、法律上の配偶者に限られるが、夫であるか妻であるかは問わない。
- 年の途中で配偶者と死別し、その年中に再婚した所得者の控除対象配偶者は、死亡した配偶者か再婚した配偶者かのいずれか1人に限られる。
- 公的年金等については、公的年金等控除として収入金額を限度とし、最低120万円（年令65歳未満の場合には60万円）の控除が認められる。（法35④）

(2) 扶養親族

居住者の親族（配偶者を除く）……でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者で青色申告者から給与の支払を受ける人および白色事業専従者を除く）のうち、合計所得金額が35万円以下である者をいう。（法2①三十四）

[注意事項]

- 「親族」とは、6親等内の血族と3親等内の姻族をいいます。
- 「所得者と生計を一にする親族」には、児童福祉法の規定によるいわゆる里子や老人福祉法の規定によるいわゆる養護老人を含む。

(2)-2. 特定扶養親族

扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満のものをいう。（法2①三十四の二）

(2)-3. 老人扶養親族

扶養親族のうち、年齢70歳以上の者をいう。（法2①三十四の三）

(2)-4. 同居老親等

老人扶養親族のうち、所得者またはその配偶者の直系尊属（父母や祖父母などをいふ）で所得者またはその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人をいう。

(2)-5. 障害者（特別障害者）

- ①心身喪失の常況にある人（特別障害者）
- ②精神保健指定医等から精神薄弱者と判定された人（重度…特別障害者）
- ③厚生大臣等から…国民年金法施行令又は厚生年金保険法施行令別表第一に定める…書類の交付を受けている人（国民年金施行令別表の1級－特別障害者）
- ④身体障害者手帳に…記載されている人（1級、2級－特別障害者）
- ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている人（恩給法別表第1号表ノ2の特別項症～第三項症－特別障害者）
- ⑥原子爆弾の被爆による障害のある者として厚生大臣の認定を受けている人（特別障害者）
- ⑦常に就床を要し、複雑な介護を要する人（特別障害者）
- ⑧年令65歳以上で、福祉事務所長から障害者と認定されている人（①、②、④と同程度－特別障害者）

(2)-6. 同居特別障害者

控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一にする他の親族のいずれかとの同居を常況としている人。

- 事例研修
- 添付書類
- 提出書類
- アンケート

事例 例 計 算

	給与条例上	関係法令	共済組合上	関係法令	税控除上	関係法令
1 夫婦共に学校職員（県費負担教職員）の場合で、妻が育休をとった場合被出産日～離乳10月13日	扶養手当を受給できる親族の範囲内であり、他の扶養者（妻）のみしかなく主としてその職員の扶養を受けることとなる。この事例では配偶者の扶養手当を受給する。扶養手当は1年間の所得によって判定される。申請月日を平成1年10月14日とする。扶養手当は1年間の所得によって計算する（扶養手当以外の所得がなく、通勤手当等の手当が無いと仮定）。	給与条例第10条第2項 規則第2条第2号	妻は既に公立学校共済組合の組合員であり、夫の被扶養者はなれない。	運用方針第1項第4号 1	所得は毎年で判断するので、平成1年1月から平成1年12月までの金額を算出する。	法第2条
育児休業給付金10月14日～離乳1月18日	月給料 1.10 12,609 給・号俸 11 21,857 2-10(1.7.1発令) 180,100円 教職調整額 7,204円 義務教育特別手当 7,900円 共済短期掛金 8,278円 共済長期掛金 13,579円	○ 1. 10月分 $8,278 \times 15/26 = 4,775$ ○ 1. 11～2. 7月分 $8,278 + 13,579 = 21,857$ ○ 2. 8月分(④は2日) $8,278 \times 15/25 = 4,966$ ○ 2. 9月分 $180,100 + 7,204 + 7,900 = 195,204$ ○ 2. 10月分 $180,100 \times 12/27 = 80,044$ 2-9 172,500円 教調 6,900円 義務特 7,600円 短期 7,929円 長期 13,006円	国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律 第2条第1項 育児休業給付金 第1条 給料等の支給 第5条第1項第4号 給与条例 第21条 寒冷地手当 第8条第1項、第4号		○ 1. 1～1. 6の給料は $172,500 \times 6 = 1,035,000$ $6,900 \times 6 = 41,400$ $7,600 \times 6 = 45,600$ ○ 1. 7～1. 9の給料は $180,100 \times 3 = 540,300$ $7,204 \times 3 = 21,612$ $7,900 \times 3 = 23,700$ この時点ですでに限度額をオーバーしているので、平成1年の被扶養者はなれない。 平成2年はどうであろうか。 ○ 2. 1～2. 8の給料(離乳)は $21,857 \times 7 + 91,194 = 244,193$ ○ 2. 9～2. 12の給料は $(180,100 + 7,204 + 7,900) \times 4 = 780,816$ ○ 復帰後の寒冷地手当 36,080 ○ 2. 12の期末勤勉手当 $(180,100 + 7,204) \times 1.9 \times 60/100 = 213,526$ $(180,100 + 7,204) \times 0.6 \times 60/100 = 67,429$ 合計金額 1,342,044円 以上から平成2年も該当しない。	法第2条
1年間の給与額が100万円未満なので該当。						

事例 例題

給与 算 例 上	関係法令	共済組合上	関係法令	税控除上	関係法令
<p>2 夫婦共稼ぎ（夫・会社員、妻・県費負担教職員）で、子一人（高校2年生）を夫の手当、保険料、税控除上の被扶養者としていたが、夫が会社を6月に退職した。</p> <p>夫には年金の受給権があり、年額120万円である。妻の収入は600万円であるが、子を妻の被扶養者にできるか。（夫は、国民年金に加入した。）</p>	<p>扶養親族の範囲は満たし他に生計のみちがないので、「主として職員の扶養を受けている」かどうかが問題になる。</p> <p>所得の面から見れば職員のほうは600万円で、（夫の手当、保険料、税控除上の被扶養者としていたが、夫が会社を6月に退職した。）</p> <p>夫には年金の受給権があり、年額120万円である。妻の収入は600万円であるが、子を妻の被扶養者にできるか。（夫は、国民年金に加入した。）</p>	<p>規則第2条第2項 給与条例第10条第2項 運用</p>	<p>組合員が共同で扶養している場合、その組合員が主たる扶養者であるとき被扶養者として認定される。そのなかでも夫婦共同で扶養している場合は、取扱基準による。「給与条例上」で被扶養者として認定されれば、（1）、（2）を満たすので被扶養者と認定される。</p>	<p>運用方針第1項第2号 (2) 2 公立宮城 第268号 昭61.7.28付</p>	<p>できる。（二以上の居住者の扶養親族に該当するものがある場合には、…いづれか一の居住者の扶養親族に該当…。）</p>
<p>3 夫が教員、妻が教員（昭9年生）で、夫の年金額の改定通知書を受け取った時点で認定取り消しの手続きをする。しかしこの場合を退職し共済年金（若年停止）の受給者は、明らかに平成1年1月から年金額が変更（年金額は扶養手当が停止するよう手続きをする。</p> <p>昭和61年4月から平成1年10月まで382,757円、平成1年1月から平成2年10月までは1,053,089円である。</p> <p>現在（平1.10）妻を手当、共済組合、税控除上の被扶養者になっているか、今後どうなるか。</p>	<p>通常は年金額の改定通知書を受け取った時点で認定取り消しの手続きをする。しかしこの場合を退職し共済年金（若年停止）の受給者は、明らかに平成1年1月から年金額が変更（年金額は扶養手当が停止するよう手続きをする。</p> <p>昭和61年4月から平成1年10月まで382,757円、平成1年1月から平成2年10月までは1,053,089円である。</p> <p>現在（平1.10）妻を手当、共済組合、税控除上の被扶養者になっているか、今後どうなるか。</p>	<p>運用 条例第11条、規則3条関係 1 規則第2条第2号</p>	<p>主として組合員の収入により生計を維持していない配偶者であり所得も年額110万円未満であるから、被扶養者として認定できる。</p> <p>1年間の年金額</p>	<p>法第2条第1項第2号 運用方針第1項第2号 2 (3)</p>	<p>所得額は暦年で判断するので、平1.1～平1.12の金額を算出する。 <input type="radio"/> 平1.1～平1.10 $882,757 \times 10 / 12 = 735,631 \dots (1)$ <input type="radio"/> 平1.11～平1.12 $1,053,089 \times 2 / 12 = 175,515 \dots (2)$ $(1) + (2) - 600,000 < 350,000$ 平成1年度は被扶養者になれる。しかし、平成2年度は基準額をオーバーするので、被扶養者とはなれない（配偶者特別控除には該当）。</p>

1. Q. 妻が内職をしているが、その場合何所得になるのか?
A. 所得税法上、内職による収入は雑所得又は事業所得とされる。
 2. Q. 複数の扶養親族（3人の場合）の有利な配分方法はどうなるのか?
Q. 複数の扶養者を夫と妻に分ける場合、税控除の上で何か有利な税率とかになるか?
A. 扶養親族が多いほど扶養控除の額が多くなるため所得税は安くなります。基本的には所得の多いほうから扶養控除をしていくと所得税が安くなります。しかし、所得額が比較的小ない場合は、扶養親族を分けて申告したメリットはありませんが、所得額が多くなればなるほどメリットが大きくなります。
通常夫の所得から扶養控除をしている場合が多いと思われるが、妻の所得が多い場合は妻のほうで扶養控除の適用を受けたほうが所得税は安くなります。

・扶養親族3人の場合の例

家族構成		
夫	年収	5,000,000 万円
妻	年収	3,000,000 万円
母親		
子供	2人	

夫、妻それぞれの扶養控除前の金額

	3,155,000	3,955,000
基礎控除	350,000	350,000
給与所得控除	1,495,000	1,695,000
	夫	妻

単位：円

扶養親族	夫		妻		合計	
	課税所得	所得税	課税所得	所得税	課税所得	所得税
夫に3人	2,105,000	210,000	3,955,000	491,000	6,060,000	701,000
夫に2人 妻に1人	2,455,000	245,000	3,605,000	421,000	6,060,000	666,000
夫に1人 妻に2人	2,805,000	280,000	3,255,000	351,000	6,060,000	631,000
妻に3人	3,155,000	331,000	2,905,000	290,000	6,060,000	621,000

ここでは単純な例題で計算してみましたが、実際には扶養親族の種類によっても税額が変わってきますので、そのつど見直す必要があります。

(附)

控除対象配偶者及び扶養親族の数に応じた控除額

人 数	控 除 額	人 数	控 除 額	人 数	控 除 額
な し	350,000 円	3 人	1,400,000 円	6 人	2,450,000 円
1 人	700,000	4 人	1,750,000	7人以上	1人につき350,000円を 6人の場合の金額に加えた額
2 人	1,050,000	5 人	2,100,000		
障害者等がいる場合の控除額	同居特別障害者にあたる人がいる場合				650,000 円
	同居特別障害者以外の特別障害者にあたる人がいる場合、 又は給与の支払を受ける人がこれにあたる場合				350,000
	一般の障害者にあたる人がいる場合、又は給与の支払を受 ける人が一般の障害者、一般の寡婦、寡夫、勤労学生にあたる				270,000
	給与の支払を受ける人が特別の寡婦にあたる場合				350,000
	給与の支払を受ける人が老年者にあたる場合				500,000
	同居老親等にあたる人がいる場合				200,000
	老人控除対象配偶者、特定扶養親族または同居老親等以外 の老人扶養親族にあたる人がいる場合				100,000

配偶者特別控除

○ 配偶者が控除対象配偶者にあたる場合

(1) 合計所得金額が5万円未満である人 - 350,000円

(2) " 5万円以上である人 - 350,000円 - 合計所得金額

(5円で割れない場合は切捨て)

○ 配偶者が控除対象配偶者にあたらない場合

(1) 合計所得金額が40万円未満である人 - 350,000円

(2) " 40万円以上である人 - 350,000円 - (合計所得金額 - 350,000円)

(5円で割れない場合は切捨て)

(Q) 扶養親族の認定について、出生の場合以外の提出書類等の手続きがよく分からないので、その点をわかりやすく説明した資料があれば助かります。

1、新規に認定する場合

NO 1

扶養を受けようとする親族	具 体 例	必要とする添付書類の番号	NO	添 付 書 類																																																								
配偶者	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">配偶者が無収入である場合</td> <td>婚姻後も婚姻前に引き続き無収入であるとき</td> <td rowspan="2">1.6.12</td> <td>1</td> <td>(1) 戸籍謄本又は戸籍抄本 (2) 婚姻届受理証明書 (3) 内縁関係を証明しうる書類 ・成人2名の証明又は民生委員の証明 ・内縁関係理由書 ・双方の同意書 (1)~(3)の内1</td> </tr> <tr> <td>会社等を退職後無収入であるとき</td> <td>国、公共団体に勤務していたとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配偶者の所得が基準額に達しない場合</td> <td>会社等に勤務していたとき</td> <td rowspan="2">1.2.9.12</td> <td>2</td> <td>退職辞令の写又は退職證明</td> </tr> <tr> <td>会社等を退職後基準額以上の雇用保険を受給していたが受給期間満了により以後無収入であるとき</td> <td>1.2.12</td> <td>3</td> <td>廃業届の写又は廃業證明 (これらの書類が得られない場合は申立書に附記すること)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>自営業を閉鎖し以後無収入であるとき</td> <td rowspan="2">1.3.12</td> <td>4</td> <td>給与支払(見込)証明又は雇用契約等(賃金単価、就労時間等が記載されているもの)の写</td> </tr> <tr> <td>会社等に勤務しているとき(臨時職員・パートを含む)</td> <td>1.4.10.11</td> <td>5</td> <td>所得証明又は課税証明</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>会社等を退職後雇用保険を受給しているとき</td> <td rowspan="2">1.7.10.11</td> <td>6</td> <td>無職無収入証明又は非課税証明 学生の場合は在学証明</td> </tr> <tr> <td>無職又は自営業に従事しているとき</td> <td>1.5.10.11</td> <td>7</td> <td>雇用保険を支給されることの証明又は雇用保険受給資格者証の写</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td>雇用保険受給資格者証の写又は受給期間満了であることの証明</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9</td> <td>雇用保険受給資格があつて支給されていない者は雇用保険を支給されていないことの証明又は雇用保険者離職票原本(受給資格のない者については申立書に附記すること)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10</td> <td>その他の所得を有する場合は年金証書等の写</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>11</td> <td>配偶者に収入があるが基準額に達しない事により職員が扶養していることの申立書</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>12</td> <td>配偶者が無職無収入であり職員が扶養していることの申立書</td> </tr> </table>	配偶者が無収入である場合	婚姻後も婚姻前に引き続き無収入であるとき	1.6.12	1	(1) 戸籍謄本又は戸籍抄本 (2) 婚姻届受理証明書 (3) 内縁関係を証明しうる書類 ・成人2名の証明又は民生委員の証明 ・内縁関係理由書 ・双方の同意書 (1)~(3)の内1	会社等を退職後無収入であるとき	国、公共団体に勤務していたとき	配偶者の所得が基準額に達しない場合	会社等に勤務していたとき	1.2.9.12	2	退職辞令の写又は退職證明	会社等を退職後基準額以上の雇用保険を受給していたが受給期間満了により以後無収入であるとき	1.2.12	3	廃業届の写又は廃業證明 (これらの書類が得られない場合は申立書に附記すること)		自営業を閉鎖し以後無収入であるとき	1.3.12	4	給与支払(見込)証明又は雇用契約等(賃金単価、就労時間等が記載されているもの)の写	会社等に勤務しているとき(臨時職員・パートを含む)	1.4.10.11	5	所得証明又は課税証明		会社等を退職後雇用保険を受給しているとき	1.7.10.11	6	無職無収入証明又は非課税証明 学生の場合は在学証明	無職又は自営業に従事しているとき	1.5.10.11	7	雇用保険を支給されることの証明又は雇用保険受給資格者証の写				8	雇用保険受給資格者証の写又は受給期間満了であることの証明				9	雇用保険受給資格があつて支給されていない者は雇用保険を支給されていないことの証明又は雇用保険者離職票原本(受給資格のない者については申立書に附記すること)				10	その他の所得を有する場合は年金証書等の写				11	配偶者に収入があるが基準額に達しない事により職員が扶養していることの申立書				12	配偶者が無職無収入であり職員が扶養していることの申立書
配偶者が無収入である場合	婚姻後も婚姻前に引き続き無収入であるとき		1.6.12		1	(1) 戸籍謄本又は戸籍抄本 (2) 婚姻届受理証明書 (3) 内縁関係を証明しうる書類 ・成人2名の証明又は民生委員の証明 ・内縁関係理由書 ・双方の同意書 (1)~(3)の内1																																																						
	会社等を退職後無収入であるとき	国、公共団体に勤務していたとき																																																										
配偶者の所得が基準額に達しない場合	会社等に勤務していたとき	1.2.9.12	2	退職辞令の写又は退職證明																																																								
	会社等を退職後基準額以上の雇用保険を受給していたが受給期間満了により以後無収入であるとき		1.2.12	3	廃業届の写又は廃業證明 (これらの書類が得られない場合は申立書に附記すること)																																																							
	自営業を閉鎖し以後無収入であるとき	1.3.12	4	給与支払(見込)証明又は雇用契約等(賃金単価、就労時間等が記載されているもの)の写																																																								
	会社等に勤務しているとき(臨時職員・パートを含む)		1.4.10.11	5	所得証明又は課税証明																																																							
	会社等を退職後雇用保険を受給しているとき	1.7.10.11	6	無職無収入証明又は非課税証明 学生の場合は在学証明																																																								
	無職又は自営業に従事しているとき		1.5.10.11	7	雇用保険を支給されることの証明又は雇用保険受給資格者証の写																																																							
			8	雇用保険受給資格者証の写又は受給期間満了であることの証明																																																								
			9	雇用保険受給資格があつて支給されていない者は雇用保険を支給されていないことの証明又は雇用保険者離職票原本(受給資格のない者については申立書に附記すること)																																																								
			10	その他の所得を有する場合は年金証書等の写																																																								
			11	配偶者に収入があるが基準額に達しない事により職員が扶養していることの申立書																																																								
			12	配偶者が無職無収入であり職員が扶養していることの申立書																																																								

 | | |

扶養を受ける ようとする 親族	具 体 例	必要とする添 付書類の番号	NO	添 付 書 類
子	<p>職員が配偶者を有する場合</p> <p>配偶者が職員の扶養親族として認定されているとき</p> <p>配偶者が職員の扶養親族として認定されていないとき</p> <p>職員が配偶者を欠く場合</p> <p>自営業(農業を含む)に従事しているとき</p>	<p>1.2</p> <p>1.2.4 ただしに於ては認定者の勤務により能動的であるとき</p> <p>1.2.3.4 民間の会社等(國、他の地方公共団体等を含む)に勤務しているとき</p> <p>1.2.3 自営業(農業を含む)に従事しているとき</p> <p>1.2</p>	1 2 3 4	<p>(1) 戸籍謄本又は戸籍抄本 (2) 出生届受理証明書 (3) 母子手帳(出生届済証)の写 (4) 義子縁組受理証明 (1)～(4)の内1</p> <p>15才以上で在学中以外の者は給与支払証明、所得証明又は課税証明等</p> <p>配偶者にかかる給与支払証明、所得証明又は課税証明等</p> <p>配偶者が当該子の扶養手当に相当する手当を受給していない事の証明</p>
父 母	<p>年金等又は年金等とその他の所得を有している場合</p> <p>給与等(雇用保険を含む)又は給与等とその他の所得を有している場合</p> <p>事業所得等又は事業所得等とその他の所得を有している場合</p> <p>無収入である場合</p>	<p>1.2.5.7.8</p> <p>1.3.5.7.8</p> <p>1.4.5.7.8</p> <p>1.6.7.8</p>	1 2 3 4 5 6 7 8	<p>原戸籍謄本(除籍された職員の兄弟姉妹も記載されているもの)</p> <p>年金証書等の写</p> <p>給与支払(見込)証明、雇用契約等の写、雇用保険を支給されていることの証明又は雇用保険受給資格者証の写</p> <p>所得証明又は課税証明</p> <p>その他の所得を有する場合はその所得額のわかる書類</p> <p>無職無収入証明、非課税証明、又は無収入であることのわかる書類</p> <p>職員の父母、兄弟姉妹が会社等に勤務している場合は父母の扶養手当に相当する手当を受給していないことの証明、無職若しくは自営業の場合は父母を扶養していないことの申立書</p> <p>職員が父母と同居している場合 父母を扶養していることの申立書 別居している場合 ①別居の理由、扶養の事実、生計負担額等を具体的に記載した申立書 ②生計負担額を送金している場合は送金を証明する書類 主たる扶養者が職員に変わった場合 その理由(所得減少、転勤等)を申立書に附記する</p>

扶養を受けようとする親族	具 体 例	必要とする添付書類の番号	NO 添 付 書 類
孫	孫の父母が会社等に勤務している場合	1.2.3.4.6.7.8	1 孫の父母(職員)の子の戸籍謄本 2 住民票謄本 3 孫(15才以上で在学中以外の者)及び孫の父母の所得証明若しくは課税証明又は無職無収入証明若しくは非課税証明 4 孫の扶養手当に相当する手当を受給していないことの証明 5 孫を扶養していないことの申立書(病気の場合は医師の診断書添付)
	孫の父母が無職である場合		6 職員が孫と同居している場合 孫を扶養していることの申立書 職員が孫と同居している場合 ①別居の理由、扶養の事実、生計負担額等具体的詳細に記載した申立書 ②生計負担額を送金している場合は送金を証明できる書類
		1.2.3.5.6.7.8	7 父母が扶養できないことの証明 8 他の扶養義務者が扶養していないことの証明

NO 4

扶養を受けようとする親族	具 体 例	必要とする添付書類の番号	NO 添 付 書 類
祖父母	祖父母の子が会社等に勤務している場合	1.2.3.4.6.7	1 祖父母の原戸籍謄本及び職員の戸籍抄本 2 住民票謄本 3 祖父母及び祖父母の子の所得証明若しくは課税証明又は無職無収入証明若しくは非課税証明 4 祖父母の扶養手当に相当する手当を受給していないことの証明 5 祖父母を扶養していないことの申立書 6 職員が祖父母と同居している場合 孫を扶養していることの申立書 職員が祖父母と別居している場合 ①別居の理由、扶養の事実、生計負担額等具体的な詳細に記載した申立書 ②生計負担額を送金している場合は送金を証明できる書類
	祖父母の子が無職である場合		7 他の扶養義務者が扶養していないことの証明
弟 妹	父母及び兄弟姉妹が会社等に勤務している場合	1.2.3.4.6.7	1 父母の原戸籍謄本及び職員の戸籍抄本 2 住民票謄本 3 父母及び兄弟姉妹(扶養を受けようとする弟妹を含む。ただし15才以上で在学中以外の者の所得証明若しくは課税証明又は無職無収入証明若しくは非課税証明 4 弟妹の扶養手当に相当する手当を受給していないことの証明 5 弟妹を扶養していないことの申立書(学生の場合は在学証明書添付) 6 職員が弟妹と同居している場合 弟妹を扶養していることの申立書 職員が弟妹と別居している場合 ①別居の理由、扶養の事実、生計負担額等具体的な詳細に記載した申立書 ②生計負担額を送金している場合は送金を証明できる書類
	父母及び兄弟姉妹が無職無収入である場合		7 他の扶養義務者が扶養していないことの証明

NO 5

扶養を受けようとする親族	具 体 例	必要とする添付書類の番号	NO 添 付 書 類
弟 妹	父母及び兄弟姉妹が会社等に勤務している場合	1.2.3.4.6.7	1 父母の原戸籍謄本及び職員の戸籍抄本 2 住民票謄本 3 父母及び兄弟姉妹(扶養を受けようとする弟妹を含む。ただし15才以上で在学中以外の者の所得証明若しくは課税証明又は無職無収入証明若しくは非課税証明 4 弟妹の扶養手当に相当する手当を受給していないことの証明 5 弟妹を扶養していないことの申立書(学生の場合は在学証明書添付) 6 職員が弟妹と同居している場合 弟妹を扶養していることの申立書 職員が弟妹と別居している場合 ①別居の理由、扶養の事実、生計負担額等具体的な詳細に記載した申立書 ②生計負担額を送金している場合は送金を証明できる書類
	父母及び兄弟姉妹が無職無収入である場合		7 他の扶養義務者が扶養していないことの証明

NO6

扶養を受けようとする親族	具 体 例	必要とする添付書類の番号	NO 添 付 書 類
重度心身障害者	<p>重度心身障害者が職員の子である場合</p> <p>重度心身障害者が職員の子以外の場合</p>	<p>1.3.4.6.7 ただし、18才未満の子として認定されている者を引き継ぎ認定する場合は1.4は省略できる</p> <p>2.3.5.6.7</p>	<p>1 戸籍謄本又は戸籍抄本</p> <p>2 重度心身障害者の父母の原戸籍謄本及び重度心身障害者の戸籍謄本</p> <p>3 無職無収入証明又は非課税証明、学生の場合は在学証明</p> <p>4 職員の配偶者が会社等に勤務している場合 子の扶養手当に相当する手当を受給していないこととの証明 職員の配偶者が無職等の場合 子を扶養していないことの申立書</p>
			<p>5 重度心身障害者の子、父母及び兄弟姉妹が会社等に勤務している場合 重度心身障害者の扶養手当に相当している手当を受給していないことの証明 重度心身障害者の子、父母及び兄弟姉妹が無職等の場合 重度心身障害者を扶養していないことの申立書</p>
			<p>6 職員が重度心身障害者と同居している場合 重度心身障害者を扶養していることの申立書 職員が重度心身障害者と別居している場合 ①別居の理由、扶養の事実、生計負担額等具体的に記載した申立書 ②生計負担額を送金している場合は送金を証明できる書類</p> <p>7 障害の程度を具体的に記載した医師の診断書等</p>

2. 取消す場合

N O 7

取消す 親族	具 体 例	必要とする添 付書類の番号	NO	添 付 書 類
配偶者	配偶者が会社等に勤務しその所得が基準額以上見込まれる場合	1 会社等に就職したとき 2 給与(年金等を含む)額が増えたとき	1	離婚の場合 (1) 戸籍謄本 (2) 戸籍抄本 (3) 離婚届受理証明 (1)~(3)の内1 離縁の場合 成人2名の証明又は民生委員の証明
	配偶者が自営業に従事しその所得が基準額以上見込まれる場合	3 事業を始めたとき 4 事業所得が増えたとき	2 3.6 5.6	(1) 採用辞令の写、就職証明及び給与支払(見込)証明 (2) 雇用契約の写 (1)~(2)の内1
	離婚(離縁)した場合		1	営業開始届の写又は営業証明(これらの書類が得られない場合は申立書に附記すること。)
	配偶者が死亡した場合		不要	4 給与支払(見込)証明又は雇用契約等(額の改定時期等を記載したもの)の写 5 所得証明又は課税証明 6 所得見込額を記載した申立書

N O 8

取消す 親族	具 体 例	必要とする添 付書類の番号	NO	添 付 書 類	
子	子が満18才になった年度末の場合		1	戸籍謄本、戸籍抄本又は離婚(離縁)届受理証明(ただし、子の親権者のわかるもの)	
	子の主たる扶養者が変わった場合	2 主たる扶養者の給与等の所得が増えたとき 3 主たる扶養者の事業等の所得が増えたとき 4 職員が離婚した(離縁)したとき	3 4.6 1	(1) 採用辞令の写、就職証明及び給与支払(見込)証明 (2) 雇用契約の写 (1)~(2)の内1	
	子に基準額以上の所得が見込まれる場合	5 増与又は相続等による財産から生ずる利子等が見込まれるとき 6 会社等に勤務したとき	5 2	給与支払(見込)証明又は雇用契約等(額の改定時期を記載したもの)の写 所得証明又は課税証明 預金証書、預金通帳又は債権等の写 所得見込額を記載した申立書	
	子が死亡した場合		不要		
	父母	父母の所得が基準額以上見込まれる場合	1.3.4 給与額(年金等を含む)が増えたとき 2.3.5 事業所得が増えたとき	1 2.3.5	給与支払(見込)証明 雇用契約等の写又は年金証書等の写で額の改定期等のわかる書類
		主たる扶養者が変わった場合		3	所得証明又は課税証明
父母が死亡した場合			4 5 6	その他の所得を有する場合はその所得額のわかる書類 改定期を受けた年月日を記載した申立書 所得見込額を記載した申立書	
			不要	6	原因、事実発生年月日を記載した職員の申立書

NO9

取消す 親族	具 体 例	必要とする添 付書類の番号	NO	添 付 書 類
孫 祖父母 弟 妹	主たる扶養者が変わった 場合	1 2	1	原因、事実発生年月日を 記載した職員の申立書
	基準額以上の所得が 見込まれる場合		2	その事実の確認できる書 類又はその職員の申立書
	満18才になった年度末 の場合	不要		
	死亡した場合	不要		
重度心身 障 害 者	主たる扶養者が変わった 場合	1 2	1	公の施設に収容されたと きは、その許可証の写 それ以外は原因、事実發 生年月日を記載した職員 の申立書
	基準額以上の所得が 見込まれる場合		2	その事実の確認できる書 類又は所得見込額を記載 した職員の申立書
	死亡した場合	不要		

認定を受ける場合の提出書類 一 共済組合

(注) 1 夫婦共同扶養により扶養されている者にあっては、組合員と配偶者の所得を明らかにする書類を添付すること。

2 提出書類中「扶養親族証明書」「扶養義務者の扶養しない旨の申立書」及び「被扶養者申告理由書」は、所定の様式で作成すること。

3 提出書類中「資格喪失証明書」は、共済組合の組合員又は健康保険の被保険者（任意継続組合員含む。）であった者のみ添付のこと。

4 提出書類中「第3号被保険者該当届(国民年金被保険者資格取得第3号被保険者届書)」は、配偶者か被扶養者として認定される場合に提出すること。

取消しを受ける場合の提出書類

取 消 事 項	提 出 書 類	添 付 書 類
就職したとき	1 被扶養者申告書	雇用先の健康保険被保険者証等の写しましたは、 就職証明書・辞令写し
死亡したとき	2 組合員証（遠隔地 被扶養者証）	不要（家族埋葬料請求書と同時に提出すること）
収入増額のとき (各種年金・恩給等)	3 国民年金第3号被 保険者資格喪失通 知書	直近の年金・恩給等改定通知書の写し
パート収入等が 増額したとき	(ただし、取消し する被扶養者が 配偶者の場合)	所得を証明する書類等
その他扶養事実が 消滅したとき		消滅理由及び消滅年月日のわかるもの

(注) 1 上記1・2の表中「所得に関する証明書」とは次のものをいう。

- (1) 給与所得については給与支払証明書
- (2) 農業所得・事業所得・利子所得・配当所得・不動産所得等については、
市町村長発行の所得証明書等
- (3) パートタイマー・アルバイトの賃金等については、次の事項が記載された
事業主の雇用証明書

ア 雇用契約の期間(平成 年 月 日～平成 年 月 日)
及び勤務条件

イ 賃金等の支給形態(月給・日給・時給・その他)

ウ 雇用契約期間中に見込まれる賃金支給総額

エ 社会保険適用の有無

※ 「恒常的収入が年額110万円」のとらえ方
 年額で算出する場合………その収入が年1回ないし、数回ある場合で、
 各種年金・利子所得等
 月額で算出する場合………その収入が毎月ほぼ一定の額を得られる場合で
 給与・アルバイト等賃金及び失業給付金
 なお、時給及び日給の場合は月額に換算して
 判定することとし、収入が不安定な場合は、2
 ~3ヶ月の平均で判定する。

アンケートから

研究発表テーマを決定してから、89.3と89.6の2回にわたりアンケートを各地区にお願いいたしました。

その結果について代表的なものは、事例研修として掲載しました。また、その内容については、下表のとおりです。

給与条例上	共済	税控除上
・共働き…5 └ 育休…3 世帯主…2	・親権者…1 ・第三被保険者…1 ・共働き…2 ・手続き…1	・特別障害者…1 ・扶養親族の分け方…2 ・減税…1 ・所得の種類…2 ・配偶者特別控除…1
・限度額…3		
・所得の把え方（月額）…8		
・根拠法令…1		
・年令制限…1		
・提出書類…2		
・生計負担額…1		

アンケートの傾向には①共働きに関するもの、②所得（収入）に関するもの、③手続き、添付書類に関するもの、④制度そのものに関するもの等に内容が分かれています。

①については、いわゆる女性の社会進出が進んでいる状況が窺え、経済的にも収入の増加があるということで、従来の世帯主等の考え方にも配慮があつても良いのではないかという意見もありました。

②については、平成元年9月6日付仙教第523号の通知が各学校に入る前で、収入を月額で押さえるという点に集中して質問があったようです。なお、所得限度額を共済と揃えることはできないものかどうかとのおたずねもありました。

③については、各種手引き等または事務提要があるものの、もっと詳しく場合分けしてあるものが欲しいという要望もありました。

④については、それぞれのものについて根拠や、制度を説明して欲しいというもので、実際仕事を進めることはできるが、そのバック・ボーンとなるものをしっかりとみたといふことのようでした。

以上見てみると、認定できるかどうかはケース・バイ・ケースであり、実際の場面で仕事は流れているが、自分が携わっている仕事が何に拠っているのか等、若干不安な面を持っているのではないかろうか。また県、管内の事務研の事例研修として研究集録に掲載されているものについても、大分質問をいただいたが、これはここ数年で新しく事務職員になった方が多く、資料が手元に無いことが理由かもしれないし、もあるのであれば十分活用して欲しいものである。また「扶養、通勤、住居手当認定要領」（教育庁学務課80.9）についても内容の新しいものの編集をお願いしたいものである。

おわりに

「扶養親族」をテーマにし給与条例上・共済組合法上・税法上の一覧表をつくり、また、事例を通して研修を進めてきました。

ここ一年間の間にも、それぞれ認定要領の改正、扶養者の認定にかかる所得限度額の改正がなされ、的確に事務処理がなされているか見直しておく必要があるところです。

また、認定に際しては扶養手当を例にとってみても、扶養者の資力・収入・家計の実態・社会常識等を根拠に決定するので、明確に数字で決められないことがあります。さらに、生計の実態をより正確に把握できるのは本人のみですので、職員との連携を密にしていくことが第一かと思われます。

いろいろと疑問点が生じたり、私たちだけでは解決できないこともありましたが、「扶養親族」を考える場合の手助けとなれば幸いです。